

# 公益財団法人徳島県暴力追放県民センター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人徳島県暴力追放県民センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、板野郡松茂町に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済を行うなど、暴力追放活動を総合的に推進し、もって暴力のない安全で平穏な徳島県の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談に応ずること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援、その他の救済を行うこと。
- (3) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (4) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (8) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第14条に規定する不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (9) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (10) 暴対法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

### (財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うための不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、3分の2以上の議決を経て、評議員会の承認を得るものとする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

#### 第4章 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員5名以上16名以内を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）第179条から195条までの規定に従い、評議

員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 理事
    - イ 使用人
    - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
      - (ア) 国の機関
      - (イ) 地方公共団体
      - (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
      - (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
      - (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
      - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

  - 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の議事は、一般法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(議決の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁

的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般法上の代表理事とする。

(選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。ただし、専務理事は、暴対法第32条の3第1項第2号に規定する暴力追放相談委員の資格を有するものとする。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、次の職務を行う。

(1) 第4条第9号に規定する事業に限り、代表理事としての職務を執行する。

(2) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若し

くは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### 第34条 廃止

(顧問及び参与)

第35条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べ、又は理事会において意見を述べるることができる。

(顧問及び参与の報酬等)

第36条 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  
(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号に該当する場合にあっては理事が、同条第4号の規定(監事が招集した部分に限る。)に該当する場合にあっては監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の規定(監事から理事長に招集の請求があった部分に限る。)に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第14条第1項及び第2項に規定する評議員の選任及び解任並びに第49条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的並びに第14条第1項及び第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 理事長は、前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 専門委員会

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、専門

的事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする専門委員会を置くことができる。

## 第10章 事務局

### (事務局の設置)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告書及び収支決算書等

(8) 監査報告書及び会計監査関係書類

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 賛助会員

第54条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会した法人その他の団体又は個人を賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより賛助金を納入するものとする。

3 前項に規定するもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 公告の方法

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補則

### (委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、栗飯原一平とし、専務理事は正木利進とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井内秀典、吉村常義、西岡芳博、小野博之、谷川史雄、中村 勤、森浦源泰、多田恵一向 敏巳、泊 健一、宮内信治、清水清治、畠山ツ子、河崎 寛、福田輝好、豊田正之

附 則

この定款は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年3月6日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年6月12日から施行する。